

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 01

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	01	防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
担当当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
方向					R1	R2	R3	R4	R5	
A	「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	↑	60.6	%	80.0	59.7	60.8	60.6	55.6	58.7
B	市内の刑法犯認知件数	↓	3,837	件	2,817	5,097	4,384	3,837	4,362	5,053 (速報値)
C	市内の特殊詐欺認知件数	↓	102	件	72	48	93	102	113	94 (速報値)
D	市内の自転車関連事故認知件数	↓	549	件	265	785	512	549	485	494
E	市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	82.6	%	90.0	86.5	89.3	82.6	81.0	80.9

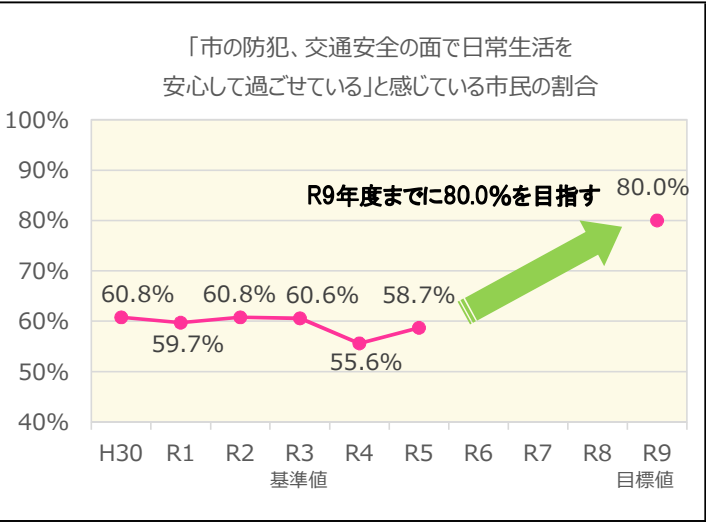
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】 (目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。 (成果)①有識者や市民団体が参画する尼崎市暴力団排除活動推進会議を設置・協議した上で、罰則規定を含む暴力団事務所運営の市域全域規制を盛り込んだ尼崎市暴力団排除条例を改正した。また、条例改正の進捗情報を発信し市民周知に努めた。(目標指標A) ②コロナ禍の行動制限が解除され、全国的に街頭犯罪認知件数が増加する中、本市では自転車盗難認知件数が増加しており、令和5年は前年比280件増の1,560件となった。抑制に向けては、広報車による青色防犯パトロールを市内全域で実施し注意喚起を行うとともに、特に自転車盗難の多い駅周辺では直接抑止策として職員による夜間パトロール等を複合的に実施した。(目標指標A・B) ③特殊詐欺対策として、県事業を活用し、自動録音機能付電話機等購入補助事業(409台)を実施した。(目標指標C) ④町会灯助成事業については、令和4年度に引き続きLED化更新工事への助成を計42町会・153灯に実施した。また、令和5年度から新たに開始した町会灯の電気代支援事業については、町会の事務を軽減できる手法として、関西電力からの請求先を市に変更し、市が一括で支払うことで、町会の支払い事務を不要とする仕組みを構築し、67町会365灯の支援を実施した。 (課題)①特定抗争警戒区域の指定が解除されず、暴力団動向を警戒する中、引き続き、関係団体等と協力して暴力団排除に取り組む必要がある。また、条例改正施行に向け、暴力団事務所の運営禁止区域の指定や暴力団排除活動を強化した旨を広く周知する必要がある。 ②令和5年の自転車盗難認知件数は、1,560件と令和3年の1,004件と比較し、約1.5倍まで増加しており、現状の取組に加え、盗難に有効と言われている防犯カメラも活用するなど、更なる対策を講じる必要がある。 ③令和5年の特殊詐欺による被害額は約2億1,500万円まで増加しており、その対策を継続する必要がある。 ④両事業ともに町会側の細かな意向や考え方が把握しきれないことから、潜在的な需要に応じられない可能性がある。	
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】 (目的)警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。 (成果)⑤警察と連携した交通安全教室や自転車安全運転キャンペーンの実施等、事故防止の啓発に取り組んだ結果、自転車事故は494件となった。また、自転車事故の多い小学校区を選定した重点地区においては、事故多発地点の分析等を行い市職員による指導やパトロール等を実施し、「明城小学校区」が22件(前年27件)、「浜小学校区」が15件(前年23件)と2校区ともに前年よりも減少した。(目標指標A・D) ⑥市民意識調査における「防犯・交通」面での不安回答者の増加について、要因分析を行うため、定性調査として小学生以下のこどもを持つ保護者に対してグループインタビューを行ったところ、「交通ルール」と「交通マナー」に対する不安意見が大半を占めた。(目標指標A・D) ⑦自転車ヘルメットについて、事業者等と連携し、動画制作や啓発キャンペーン等を実施した。また、県の自転車ヘルメット購入応援事業では、各地域振興センター等と連携した代理入力窓口を設置し、約1,200人の代理入力を対応した結果、申請件数は7,125件となった。(目標指標A・D) ⑧令和4年度までに各学校から要望を受け、路肩カラー化や防護柵設置などの対策が必要と判定した30件のうち、地元調整が難航している等の理由で未完了の4件を除く26件が完了した。また、令和5年度も各学校から要望を受け、対策が必要な箇所の洗い出しを行った。 (課題)⑤⑥自転車事故の更なる減少を図るため、自転車の青切符制度の導入も見据え、警察・交通安全協会をはじめ、市民や市民団体等と一体となった交通安全意識の醸成を図る必要がある。 ⑧対策予定箇所には、地元との調整に時間を要する箇所もあるため、鋭意地元調整を図りつつ交通安全対策を継続的に行う必要がある。	
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】 (目的)成年年齢が引き下げられたことによる若年者などの消費生活相談の増加や、デジタル化の進展に伴うサービスの多様化による新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に対応した消費生活相談を実施する。 (成果)⑨令和4年度から設置している受付フォームの運用状況や国が進める消費生活相談のデジタル化の一環であるFAQシステム等の動向を注視しつつ、引き続き消費者のニーズや属性、相談内容に応じた相談手法の検討に取り組んだ。 ⑩3,747件の相談に対して、関連情報や対応方法等の助言、トラブルを解決するためのあっせんを行った。また、市報、ホームページなどで継続的な情報発信、各種講座や市民まつりでの啓発活動など、様々な機会を通じて消費者啓発に取り組んだ。(目標指標E) (課題)⑨消費生活相談のデジタル化については、国の動向を踏まえながら、検討を進めていく必要がある。 ⑩SNSで知り合った人に副業や投資と騙されて現金を振り込んだ場合など、相手方の所在が不明で被害の救済が困難な事例が増加しており、具体的な手口等の紹介など未然に被害にあわないための情報提供の重要性が増している。	
【旧かんなみ新地に係る取組について】 (目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。 (成果)⑪土地建物の取得については、37区画中32区画(86%)の取得を完了し、うち13区画分の建物解体を行った。また、更地にするまでの暫定利用について検討を行うため、当該地域等の関係者で構成する「旧かんなみ新地活用協議会」を立ち上げ、協議を行った。 ⑫地域住民が安全・安心して生活できるよう、警察等と連携のもと、週1回のパトロールや3台の防犯カメラによる警戒を実施した。 (課題)⑪未取得の土地建物については、引き続き取得に向けて交渉等を進めていく必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	町会灯電気代支援事業の実施(町会灯助成事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	町会灯のLED化更新工事への助成(町会灯助成事業)
2	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

令和6年度の取組		評価と取組方針
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】 ①市民や市民団体、市内事業者等への周知として、ホームページや市報への掲載、地域安全尼崎市民大会や企業向け説明会の開催等を実施するなど、改正尼崎市暴力団排除条例の目的や趣旨、暴力団事務所運営時の対応等について広く周知する。 ②自転車盗難の発生を抑止するため、駅周辺を中心に盗難多発地点と既存民間カメラのマッチングを行い、防犯カメラ未設置地点に防犯カメラを増設するとともに効果検証等を行い、次年度以降の取組を検討していく。 ③自転車盗難が増える夏季前後の警戒期には、青色防犯パトロールや学生へのチラシによる啓発を実施し、多発期である8月には更に夜間パトロールを実施するなど、発生状況に応じた取組を重層的に強化する。 ④県と連携して自動録音機能付電話機等購入補助事業(500台)を継続するとともに、関連情報の積極的な発信を行う。 ⑤町会灯のLED化更新工事への助成及び電気代の支援を進めるとともに、対象となり得る町会に直接電話で意向確認するなど、潜在的な需要の掘り起こしに取り組む。		・改正暴力団排除条例の目的や内容等について、飲食店等での広報物の設置を積極的に依頼するなど、様々な機会や媒体を通じて、より効果的に広く市民等へ周知し暴力団排除活動を推進していく。 ・減少傾向にあった自転車盗難認知件数については、令和4年から増加に転じていることから、引き続き、多発期の防犯パトロール等を実施するとともに、効果的な防犯カメラ設置や、盗難被害に合わない施錠方法などの啓発を強化する。 ・旧かんなみ新地の土地建物の全区画取得に向けて、引き続き、未取得の土地建物に係る権利者との交渉や取得済みの建物解体を着実に進め、当該地域のより一層の環境改善を図っていく。
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】 ⑤⑥音声啓発パトロールや交通安全指導等を効率的かつ効果的に実施するため、令和6年は自転車事故の多い小学校のうち、同じ行政区にある3小学校区を重点地区に設定するとともに、地域振興センターや市民団体等とも連携しながら取り組んでいく。 ⑧令和5年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所(22件)を着実に実施していく。また、令和4年度以前の未実施箇所(4件)についても引き続き調整を行う。		
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】 ⑨高齢者等には、引き続き、相談者に寄り添った電話や窓口対応を継続するとともに、若年者や就労者にはニーズに対応した自己解決をサポートするためFAQシステム等のホームページの充実を図る。 ⑩市民が被害を未然に防止できる賢い消費者となることを支援していくため、相談事例の発信など消費者啓発に取り組むとともに、啓発講座については、休日や平日夜間にも実施するなど、若年者や就労者がより参加しやすいよう工夫していく。		
【旧かんなみ新地に係る取組について】 ⑪未取得の土地建物については、引き続き権利者との交渉を進め、順次売買契約を進めていく。また、所有者が死亡している物件については、相続人に遺産分割協議を促すことと併せて市への売却交渉を進める。取得後の物件についても、順次可能となった区画から部分解体を進めていく。		
主要事業の提案につながる項目		

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

施策名：生活安全
施策番号：09 - 02

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	02	自転車のまちづくりの推進
担当当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R1	R2	R3	R4	R5
A	「市において自転車のまちづくりが進んで きている」と感じている市民の割合	↑	41.5	%	60.7	—	—	41.5	41.8	50.4
B	ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新 規ユーザー数	↑	21,231	人	42,462	9,582	14,192	21,231	27,041	24,175
C	自転車走行環境の整備割合	↑	26.9	%	59.2	21.5	23.1	26.9	30.1	33.8
D	市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	83	台	62	158	131	83	94	132
E										

※目標指標Bは、令和5年度から集計システムの仕様変更に伴い、同一ユーザーの複数媒体利用時の重複カウントを排除する等、集計方法を変更している。

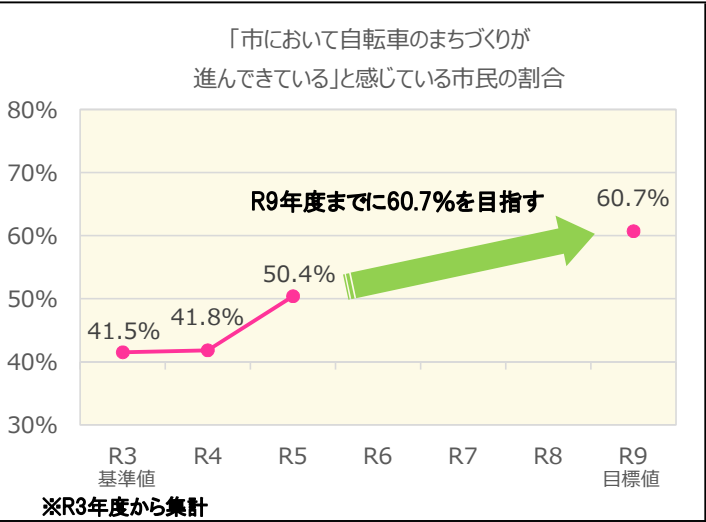
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】 【目的】「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち”あまがさき”を目指す。 【成果】①尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」を見やすく魅力的なサイトにするため、TOPページのリニューアルや既存コンテンツを見直すとともに、新規ユーザーの獲得に向け、交通安全のリーフレットや市報、各種キャンペーンチラシ等で二次元コードから誘導を図ったことにより、当該サイトへの新規ユーザー数は24,175人となった。(目標指標A・B) ②シェアサイクル(※)については、サイクルポートを新たに35か所(公共用地22か所、私有地13か所)設置し、115か所となったことにより、年間利用回数も105,515回と本格実施初年度である令和3年度から約4倍になった。また、運営事業者によるバッテリーや自転車の再配置等のマネジメント面の向上や、自転車流通量の増加、需要の高いサイクルポートの拡充の検討及び周辺での新規開拓を行った。令和5年度に実施した利用者へのアンケート結果では、今後も利用すると回答した人が99%であった。これらの実績や近隣市との連携等を踏まえ、令和6年度から2年間の協定期間延長を行った。(目標指標A・B) ③近隣市とのシェアサイクルに関する情報共有や連携を図る協議会をきっかけに、本市と豊中市の境にある桜の見どころと両市のサイクルポートを1つにまとめた「あまとよ桜散走デジタルマップ」を制作した。(目標指標A・B) ④あまがさき観光局と連携し、インバウンド向けを含めた観光パンフレットやロケ地巡りマップにおいてシェアサイクルの情報を掲載した。また、落第忍者乱太郎デジタルスタンプラリーとの連動企画として実施したシェアサイクルの利用促進キャンペーンにおいては、SNSでの情報発信が約85,000回表示され、当該キャンペーンにも約500人が参加する等、デジタルスタンプラリーの移動手段としてシェアサイクルの利用促進に寄与した。(目標指標A・B) ⑤市との協定に基づき運営している駐輪場で、サイクルポートの設置場所を確保するなど、利便性向上につながる協議を行った。 【課題】①ポータルサイトについては、現状の当該サイトにおけるユーザーの利用状況を分析するとともに、サイト内のコンテンツの充実を図り、更なる新規ユーザーを獲得する必要がある。 ②運営事業者と更なるシェアサイクルの普及及び利用促進を図るため、アンケート結果やデータに基づくサイクルポートの新規開拓及びバックの拡充など、戦略的に取り組む必要がある。 ③④自転車のまちづくり推進計画における都市魅力について、自転車に関する事業や取組を検討していく必要がある。 ⑤大規模修繕やサイクルポート設置場所の確保など、施設利用者にとって有益となる内容に整理し、また、協定締結事業者にとっても一方的な負担増とならないように協定期間延伸等の調整が必要となる。 (※)令和6年度から、事業名称を「コミュニティサイクル」から「シェアサイクル」に変更 【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】 【目的】安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。 【成果】⑥自転車ネットワーク路線に位置付けている道路(長洲線や橘通り他)の路肩に自転車レーンや矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(七松線)の歩道に利用者の通行ルールを示すシールの設置など、合計3.19kmの整備を行った。路面着色のルールについて警察・交通安全協会と連携し、市内20社約800人に啓発活動を行った。(目標指標A・C) 【課題】⑥県などの関係機関の整備進捗を踏まえ、自転車ネットワークに位置付けている路線の整備率の向上を図る必要がある。 【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 【目的】老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。 【成果】⑦指定管理者と協議の上、対症療法による小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。 ⑧阪急塚口駅南駐輪場の整備に向けては、交番との合築や周辺路上駐輪機の集約方法など関係機関と協議を行った。 【課題】⑦老朽化が進んでいる市立駐輪場施設については、長寿命化計画等を策定し、適切に維持管理又は更新を図る必要がある。 ⑧阪急塚口駅南駐輪場整備については、駅前の課題解決や魅力の増進につながるよう取組む必要がある。 【迷惑駐輪対策の推進】 【目的】駅周辺の放置自転車の問題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。 【成果】⑨これまでの土曜日撤去に加え、祝日撤去を実施したこと週末時等の対策に努め、また、夜間についても啓発時間を延長し、駅周辺の店舗利用者などの放置自転車対策に努めた。(目標指標D) ⑩商業施設等の民有地内で発生している迷惑駐輪に対して、民有地管理者などに自転車整理員の配置や駐輪機の設置等の助言を行い改善に努めた。 【課題】⑨コロナ禍の行動制限が解除され、人の流れが増加したことにより放置自転車台数も増加傾向にあることから、夜間の飲食店等店舗利用者の放置自転車対策も必要である。 ⑩商業施設等の民有地内で発生している迷惑駐輪については、市は直接撤去が行えないため、民有地管理者などが積極的な対策を行うように助言や指導啓発を継続しなければならない。

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名
1
2
3
4
5
令和5年度 主要事業名
1
2
3
4
5
令和4年度 主要事業名
1
2
3
4
5

4 参考グラフ



6 評価結果

令和6年度の取組	評価と取組方針
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】 ①③④ポータルサイトについて、自転車の交通安全や通行環境、観光、環境、健康等の幅広いコンテンツを充実させるとともに、当該サイトを認知してもらえるよう、特に親和性の高い交通安全関係の啓発物やキャンペーンをはじめ、関係部局とも連携しながら様々な機会を通して周知していく。 ②サイクルポートについて、引き続き、アンケート結果や運営事業者が保有する各種データを基に、駅周辺をはじめ、需要の高いサイクルポートの拡充を図るとともに、未開拓エリアについても、効果的なサイクルポートを開拓していく。 ⑤大規模修繕を含む利用者の利便性向上となる施設改修や、稼働率向上につながるサイクルポートの設置場所の確保など、内容を整理した協定の再締結を目指す。 【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】 ⑥近松線などの自転車通行環境整備を早急に進めるとともに、園田橋線や常光寺難波線の整備に向け関係機関との協議を進めていく。 【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 ⑦老朽化が進んでいる市立駐輪場施設については、適切な維持管理又は更新が必要であり、長寿命化計画等の策定に向け取り組んでいく。 ⑧老朽化が顕著な阪急塚口駅南駐輪場については、駅前の魅力増進につながるよう、駅前の課題である周辺路上駐輪機の集約や滞留空間としてのオープンスペース確保、交番の合築など、整備方法を検討しロータリー改修工事に合わせた駐輪場整備を進め、令和8年度内の完成を目指す。 【迷惑駐輪対策の推進】 ⑨コロナ禍の行動制限が解除され、放置自転車台数が増加傾向にあり、引き続き啓発及び撤去を実施する。夜間啓発時間の延長、土曜日と祝日の撤去を継続して行い、新たに日曜日撤去及び実験的に夜間撤去を実施し更なる放置自転車の減少に努める。 ⑩商業施設等の民有地内にある放置自転車は本市が直接撤去できないため、民有地所有者が放置自転車対策に努めるよう助言をするなどの支援を行い、放置自転車の減少に努める。	・シェアサイクルについては、利用回数が大きく伸びており、今後も本市の自転車のまちづくりの推進に向けて、様々な側面での効果が期待される。 ・引き続き、利用拡大に向けて、利用実態を分析するなどし、効果的なサイクルポートの配置等を進めていく。 ・阪急塚口駅南駐輪場については、引き続き、路上駐輪機の集約など駅前の魅力の増進につながるよう関係する施設管理者と丁寧に協議を重ねながら整備を進める。
主要事業の提案につながる項目	
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 ⑧阪急塚口駅南駐輪場建替えについては、交番を合築し収容台数の確保を図るとともに、駅前の美観維持に努める。 【迷惑駐輪対策の推進】 ⑨駐輪場管理及び放置自転車対策業務は、市内を3地域に分割し指定管理者に一体的委託で業務を実施しており、放置自転車台数が大幅に減少し、これまでに大きな効果があった。令和7年度からの指定管理期間では、2地域2事業者の体制として費用の削減や業務の効率化を図り課題と考える夜間撤去にも取り組む。	

令和6年度 施策評価表(令和5年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 03

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	03	ルール遵守やマナー向上
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
	方向				R1	R2	R3	R4	R5	
A	「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	↑	56.3	%	75.9	—	—	56.3	62.2	65.6
B	歩きたばこを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	32.3	35.7	43.9	55.8	60.3
C	駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	3	3	3	4	5
D	資源物の持ち去りを禁止する条例の認知度	↑	—	%	100	—	—	—	46.8	55.3
E	市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っている人の割合	↓	6.3	%	0.0	—	—	6.3	5.6	6.5

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

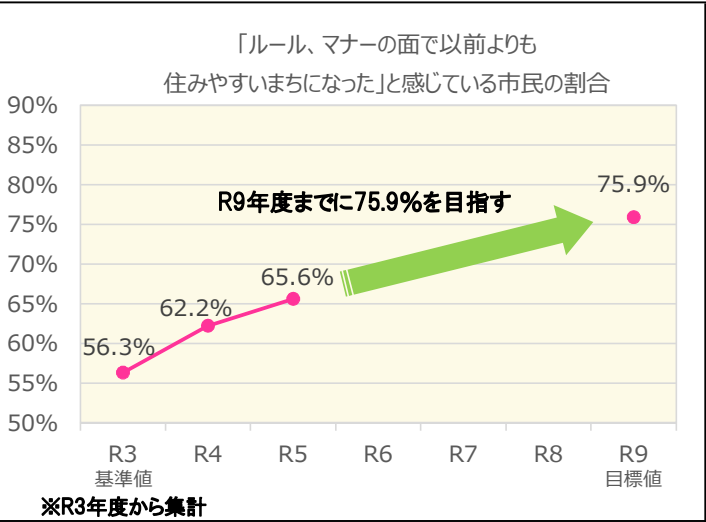
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和5年度実施内容を記載)	
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 (目的) 現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。 (成果) ①マナー向上のシンボルマークを全国から募集の上決定し、周知を図るためキックオフ・イベントを開催するとともに、分かりやすい目標であるマナー向上5つの誓いを掲げた。また、有名声優のマナー向上啓発音声を作成し、公用車等を活用した広報を行うとともに、市役所、商業施設、JR西日本の神戸線電車内及びJR尼崎駅構内でも啓発放送を実施した。更に、各種マナーを記載したマナー向上リーフレットの全戸配布を行うなど、これら取組を通して市民周知を図った。(目標指標A) ②本市が一体的にマナー向上の取組を進めるため、「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」を所管する各部局で構成する「尼崎市マナー向上推進チーム連携会議」を開催し、現在の取組状況や課題など情報共有を行った。 (課題) ①マナーの意識向上を図るためには、様々な年齢を対象としたアプローチが重要であることから、従来の啓発キャンペーンなどの取組に加え、就業世代を意識したデジタルな取組の両面を活用した効果的な広報が必要である。	
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 (目的) 歩きたばこの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。 (成果) ③たばこ対策の推進を図るため、地域ごとの課題や特性に応じる形で、鉄道事業者や駅前の民有地管理者等と連携し、新たに市内3駅(阪急武庫之荘駅・阪急塚口駅・JR立花駅)に路上喫煙禁止区域の指定を行った。また、たばこ対策推進条例の実効性を確保するために、直営による対面指導の体制を構築するとともに、条例違反者に対する罰則(過料徴収)を導入する方針を決定した。(目標指標A) ④市民等への喫煙に関するマナー向上とたばこ対策推進条例の周知を目指して、市内13駅周辺で委託による巡回啓発(延べ752回/年・月1回職員同行)を実施したほか、駅周辺等に年2回(5月、3月)の約1か月間、受動喫煙防止等ののぼりを設置(195本)した。また、行事等でチラシやポスター等啓発物の配布を行うとともに、市民等の協力を得ながら新たな啓発プレートの掲示(約800枚)などを行った。(目標指標A・B) ⑤たばこ対策部会を設置し年9回の会議を開催する中、路上喫煙禁止区域の指定拡大並びに喫煙所設置に向けた考え方の整理を行った。 ⑥市内鉄道駅周辺を対象に、喫煙状況を調査し課題分析に取り組むとともに、市民から苦情の多かった兵庫県条例の受動喫煙防止区域内などに設置されていた灰皿10か所を設置者合意の上で撤去した。 (課題) ③喫煙マナーの違反者に対し、現行の市条例では罰則規定がないことから、条例改正を見据えた対策の強化が必要である。 ④既に路上喫煙禁止区域が設定されている箇所について、当該禁止区域の範囲がわかりにくく、喫煙場所以外での喫煙が行われている実態があることから、路上喫煙禁止区域及び規制内容の周知強化を図る必要がある。 ⑤喫煙禁止区域の指定について、地域への説明を行った上で、区域の範囲の決定や喫煙所設置場所の確保を進めていく必要がある。	
【廃棄物に関するルール遵守の推進】 (目的) 一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。 (成果) ⑦資源物の持ち去り禁止については、民間事業者の早朝パトロール254回により、延べ968人に啓発を行うとともに、特に行為が見られる地域等では職員パトロール40回により、延べ102人に指導書、延べ12人に勧告書を交付し行政指導を行ったこと等により、行為者は大幅に減少した。また、ポイ捨てや喫煙、自転車マナーの意識向上を併せて行う「Goodマナー＆グリーンキャンペーン」を6か所の駅前で実施し、延べ678人が参加したほか、まちの美化に取り組むクリーンフェローが19団体から54団体に増加した。(目標指標A・D) (課題) ⑦資源物の持ち去り行為者は減った一方、継続して行う者がいることから、やめさせるための更なる対策が必要である。また、ごみのポイ捨てをなくし、まちをきれいにするという意識、マナー全般に対する意識を向上させる必要がある。	
【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 (目的) 交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。 (成果) ⑧道路交通法などの法令遵守を中心とした交通安全教室を278回実施し19,618人が参加した。(目標指標A) ⑨「歩きスマホ」の対策として、大阪大学との連携による仕掛学(意識的についしたくなる仕組みを作ること)を用いたデジタルサインージに歩きスマホをしている人を映し出すことで被視感(誰かに見られている感覚)を高める取組や、市立尼崎高等学校と合同でスマホマナーキャンペーンの実施等に取り組んだ結果、市内鉄道主要駅(3駅)で歩きスマホを行っている人の割合が6.5%となった。(目標指標E) (課題) ⑧自転車事故が多い就業世帯に対して交通ルールを学ぶ機会を創出し、自転車のルール・マナーを中心に交通安全意識を高めていく必要がある。 ⑨仕掛学による歩きスマホを行う人に対する効果は徐々に薄れていくことから、継続して取り組んでいくとともに、引き続き、より効果的な対策を検討していく必要がある。	

3 主要事業一覧

令和6年度 主要事業名	
1	マナー向上の取組の実施(マナー向上推進事業)
2	たばこ対策推進事業
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	マナー向上のための取組の実施(マナー向上推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

令和6年度の取組	評価と取組方針
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 ①関係部局や関係団体等と協働で各種啓発キャンペーンを実施する。また、庁内や地域等においてマナー向上シンボルマークを活用するとともに、啓発動画等を作成しSNSで発信するなど、効果的な広報を行う。 【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 ③たばこ対策推進条例について、違反者に対する罰則(過料徴収)の規定を追加する条例改正を目指す。 ③喫煙マナー違反者への対面的な指導を強化するため、指導員が直接指導啓発を行う体制を構築する。 ④路上喫煙禁止区域であることが視覚的にわかりやすくなるように看板の設置などを検討する。 ⑤路上喫煙禁止区域に指定していない6駅(阪急園田駅・JR猪名寺駅・阪神武庫川駅・阪神尼崎センタープール前駅・阪神大物駅・阪神杭瀬駅)の区域指定を、地域等と調整しながら進める。 【廃棄物に関するルール遵守の推進】 ⑦資源物の持ち去り行為者への福祉的側面を意識した指導を継続する一方で、度重なる指導に従わない者に対し命令・告発を行うことにより、条例を厳格に適用し違法行為に対応する。また、クリーンフェローシップ制度の登録方法の簡素化等により登録団体数の増加を図るとともに、Goodマナー＆グリーンキャンペーンを新たに阪急園田駅前で実施するなど、まちなみ美化活動の参加者数の増加に努める。 【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 ⑧地域振興センターや市民団体をはじめ、子育て世帯や高齢者の関係部局と連携を強化し、就業世代を含めた地域における交通安全教室を実施する。 ⑨令和6年度も主要駅にて仕掛学を活用した歩きスマホ対策に取り組み、引き続き、地域や警察等と連携し、啓発キャンペーンを実施するとともに、当該事業が3年目を迎えることから、総括を行い事業の効果検証を行う。	・マナー向上は一朝一夕での改善は困難であるが、「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合については、着実に増加してきている。 ・マナー向上に向けては、引き続き、組織横断的に連携を図りながら、より効果的に既存キャンペーンなどの実施に取り組むとともに、市民の日常生活における習慣となる機運の醸成につながるよう、地域と連携した啓発活動も行っていく。 ・過料徴収等を盛り込んだたばこ対策推進条例の改正に際しては、啓発看板等による路上喫煙禁止区域の明示なども含めて、市民への周知啓発に取り組むとともに、望まない受動喫煙と身体等への被害の防止策を強化していく。
主要事業の提案につながる項目	【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 ③④⑤たばこ対策推進条例の改正に合わせて、市民の関心をひくような啓発キャンペーンやPR方法を検討する。